

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第10報)

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。
- ・平成30年12月28日 厚生労働省告示第432号 診療報酬の算定方法の一部を改正する件
 - ・平成30年12月28日 保医発1228第1号 検査点数の取扱いについて
 - ・平成30年12月28日 保医発1228第2号 妊婦加算の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
20	右	下から1行目	A000 初診料 ※ <u>注7(妊婦に対して初診を行った場合に限る。)、注10及び注11に規定する加算は、平成31年1月1日から別に厚生労働大臣が定める日までは算定できないこととする。なお、当該加算の算定については、平成30年12月31日まで、なお、従前の例による。</u>	A000 初診料 (新設)	字句挿入
28	右	下から6行目	A001 再診料 ※ <u>注5(妊婦に対して再診を行った場合に限る。)、注15及び注16に規定する加算は、平成31年1月1日から別に厚生労働大臣が定める日までは算定できないこととする。なお、当該加算の算定については、平成30年12月31日まで、なお、従前の例による。</u>	A001 再診料 (新設)	字句挿入
30	右	下から1行目	A002 外来診療料 ※ <u>注8(妊婦に対して再診を行った場合に限る。)、注10及び注11に規定する加算は、平成31年1月1日から別に厚生労働大臣が定める日までは算定できないこととする。なお、当該加算の算定については、平成30年12月31日まで、なお、従前の例による。</u>	A002 外来診療料 (新設)	字句挿入

400	右	下から10行目	<p>D006-3 Major BCR-ABL1 (1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 膀胱がん関連遺伝子検査</u></p> <p><u>ア 膀胱がん関連遺伝子検査は、区分「D006-3」Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量(1以外のもの)及び区分「D006-5」染色体検査(全ての費用を含む。)の「注」に規定する分染法加算の所定点数を合算した点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断され、区分「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術を実施された患者に対して、FISH法により、再発の診断補助を目的として測定した場合に、経尿道的手術後2年を限度として2回に限り算定できる。ただし、同時に膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確認した患者に対して実施した場合に限る。</u></p> <p><u>ウ 本検査を実施した場合には、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断された病理所見、区分「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術の実施日及び本検査を過去に算定している場合にはその算定日について、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>エ 本検査と同時に区分「N004」細胞診(1部位につき)の「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	<p>D006-3 Major BCR-ABL1 (1)～(2) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
434	右	上から7行目	<p>D014 自己抗体検査 (1)～(28) 略</p> <p><u>(29) 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画</u></p> <p><u>ア 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画は、区分「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「2項目」行った場合の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、褐色細胞腫の鑑別診断を行った場合に1回に限り算定できる。</u></p> <p><u>ウ 本検査と区分「D008」内分泌学的検査の「41」メタネフリン、「43」メタネフリン・ノルメタネフリン分画又は「46」ノルメタネフリンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>エ 本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針に基づく褐色細胞腫を疑う医学的理由について診療録に記載する。</u></p>	<p>D014 自己抗体検査 (1)～(28) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入

979	上から1行目	<p>第4章 経過措置等</p> <p>第1部 経過措置</p> <p>1～9 (略)</p> <p>第2部 算定制限</p> <p><u>第1章の規定にかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7(妊婦に対して初診を行った場合に限る。)、注10及び注11、区分番号A001に掲げる再診料の注5(妊婦に対して再診を行った場合に限る。)、注15及び注16並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8(妊婦に対して再診を行った場合に限る。)、注10及び注11に規定する加算は、別に厚生労働大臣が定める日から算定できるものとする。</u></p>	<p>第4章 経過措置</p> <p>(新設)</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
-----	--------	--	---	------